

裁 決 書

審査申立人 入間市高倉１丁目１番３号
カスミパレス１０５号
益田 英主

上記審査申立人から令和７年７月９日付けで提起された同年３月１６日執行の入間市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

用 語

本裁決で使用する用語は、次のとおりとする。

用語	内容
申立人	審査申立人 益田 英主
当委員会	埼玉県選挙管理委員会
本件選挙	令和７年３月１６日執行の入間市議会議員一般選挙
市委員会	入間市選挙管理委員会
A室	申立人が令和６年１１月２８日にB室への転入の届出をするまで住民登録をしていた東京都杉並区内の住宅
B室	申立人が令和６年１１月２８日以降住民登録をしている埼玉県入間市内の住宅
本件対象期間	令和６年１２月１６日から本件選挙の期日である令和７年３月１６日まで

事案の概要

本件選挙の当選人である申立人における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第２０６条第１項の規定に基づき、令和７年３月３１日、市委員会に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）がなされた。

市委員会は、同年６月１９日、本件異議申出を認容し、申立人の当選を無効とする旨

の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、同年7月9日、法第206条第2項の規定に基づき、当委員会に対し、原決定の取消しを求め、本件申立てを行ったものである。

申立人の主張の要旨

第1 申立人の主張

申立人は遅くとも令和6年12月上旬にB室に生活の本拠を移し、その後も連続して居住していた。原決定は、匿名供述の検証可能性を欠いたまま採用するなど、手続上の重大な違法性を有し、また、水道使用量という一指標に過度に依拠し、住所要件に係る事実認定と法解釈を誤っており、市委員会が令和7年6月19日に行った原決定を取り消す旨の裁決を求めるものである。

その主張を要約すると、以下1及び2のとおりである。

1 手続上の違法性について

（1）聴聞機会の不備（法第206条第2項、行政手続法第13条及び第15条違反）について

ア 市委員会は原決定の理由で、申立人に対して「口頭意見陳述を希望するかどうか確認したところ、希望したい旨の回答はなかった」と記載しているが、この確認は申立人に手続の趣旨・方法を十分に説明しないまま形式的に行われただけで、ことの重大性についての説明が全くされておらず、申立人に実質的選択肢を与えなかった。

イ 申立人が制度自体を初めて聞く状況であり、詳細を問い合わせたところ「異議申立人に向かって直接主張する場」とのみの説明で、聴聞であるとの保証はなかった。世代間ギャップの生活様式の理解不足も懸念されたため、申立人は回答を留保した。

ウ このように市委員会は、実質的・中立的な反論機会を確保する措置を怠り、適正手続を保証していない。その結果として、申立人は実質的聴聞権を奪われたものであり、市委員会には、重大な手続違背がある。

（2）証拠開示の欠如と反対尋問権の侵害について

原決定は近隣住民の匿名証言を決定の主要根拠としているが、証言者の氏名・具体的発言録が開示されず、反証・反対尋問の機会がないまま採用された。行政事件訴訟法・法の趣旨に照らしても不合理で、最高裁判決（H24.1.26 大阪市ヘイ

トスピーチ規制条例事件)を参照すれば、重大な手続的瑕疵である。

2 実体上の誤認・判断の過誤について

(1) 「住所＝生活の本拠」の解釈の誤適用について

市委員会は、昭和35年及び平成9年の最高裁判決を引用しながら、①水道・光熱費の定量基準を過度に重視し、②多様な生活様式の変化を考慮しなかった。

水道使用量が1 m³未満であることに対する指摘については、入間市上下水道経営課から、「検針票で0.999 m³以下は0 m³と記載する」との説明を受けており、朝夜各1回のトイレの使用程度で十分合理的に説明可能であることから、居住実態否定の決定的証拠とはならない。

(2) 期間計算の事実誤認について

居住要件の対象期間は、本件対象期間であるにもかかわらず、原決定の理由は、令和6年12月3日以前の使用水量に係る検針データを根拠にしており、基準日前のデータを混在させた論理の飛躍がみられる。

(3) 生活実体を裏付ける客観証拠の軽視について

提出したレシート74枚、陳述書、証言書等は、申立人が入間市内において「起居・寝食・社会活動」を行っていたことを示す直接証拠である。しかし、市委員会は、令和7年1月25日以前のレシートが不足していることを理由に、レシート74枚等の証拠を重視していない。第1四半期の領収書は通常の家計整理のため破棄したもので、後追い取得困難な私文書の保管義務を法律は定めていない。

(4) 統計平均値の形式的当てはめについて

市委員会は、東京都環境局「家庭の水使用実体調査」(平成26年度)を引用し、単身でも水道使用量が月1 m³未満であることは異常と評価しているが、同調査は①東京23区限定で地域性が異なる、②約10年前のデータで近年の節水機器普及やテレワーク普及を反映していないものである。そして、③申立人は、「ミニマリスト」と呼ばれる最小限の生活様式(外食中心・外部入浴利用・最低限の物品・最低限の食事など)により暮らしている者である。しかし、同調査は、個々の生活様式を無視して平均値を機械的に当てはめている。ミニマリスト等の生活様式の多様化を踏まえた最新の社会動向を踏まえれば、単身世帯で月1 m³未満となるケースは十分想定され、市委員会の評価は統計解釈を誤った失当なものである。

(5) 水量データの誤読(「現住所0 m³」＝非居住という短絡)について

市委員会は、「令和6年12月3日～令和7年2月2日の現住所使用水量が1

㎡を超えてない」として居住実態を否定しているが、検針票に印字される0㎡は、0.0001～0.999㎡を含むものであり、一人暮らしで外食中心、入浴は温泉利用、食器洗浄は紙皿＋除菌シート、といった生活様式なら1か月0.8㎡程度に収まる。

また、検針期間は毎月3日～翌月2日で固定ではなく、12月は入居直後の22日間のみ、翌1月は29日と長短があり、単純月比較は不適切である。2月以降の水量がわずかに増加したのは生活が落ち着き、夜間帰宅後に洗面台を利用する機会が増える等したためであり、居住人数の変動とは無関係である。他方、A室の水量が2月を境に大幅に減少しているのは、申立人が生活本拠をB室へ段階的に移した結果に加え、妻が2月以降実家への長期帰省を繰り返したためであり、世帯人数の実質的減少と整合するものである。

よって、両住所の水量の推移は上記事実に基づくものであるゆえ、居住実態を否定するものではなく、市委員会の判断は、かかる背景事情を考慮せず「0㎡＝非居住」と証拠評価を誤ったものである。

(6) Wi-Fi 未契約に関する評価の不当について

市委員会は、申立人の就労形態がテレワーク中心であるにもかかわらず、通信が遅く、容量が大きいデータを送信するのに苦勞することを申立人が認識しているスマートフォンのテザリング機能を利用しており、Wi-Fiの契約等によりB室におけるインターネットの接続環境を整備しないことに疑問が残るとする。しかし、モバイルテザリングは総務省もテレワーク推進策として認める環境であり、回線品質の良否は住所要件として無関係であり、生活本拠の判断資料になり得ない。

(7) 悪臭と害虫で当初の住環境として不適切であったことについて

住居は川に近い場所にあり、入居当初から異臭がひどく、害虫があたり一面に生息しており、住環境として適切とはいえない状態であった。仲介業者に異臭を訴えても相手にされず、仕方なく申立人は、B室を住環境として整えるために様々な工夫を行ったが、安定して居住できる状態には、なかなかならなかった。それでも、B室に住む意思を固く持っていたことから、少しずつ慣らすことにより住めるようにしていくこととした。B室に住む意思のあった（だからこそ住める環境にしようと少しずつ努力した）申立人にとっては、契約直後からB室の居住要件は満たしていた。

(8) 申立人がミニマリストであることについて

申立人は「ミニマリスト」と呼ばれる最小限の生活様式により暮らしているが、原決定は、「典型的な家族像」をもとに一般的なライフスタイルを前提としており、

申立人のこのような生き方についてまるで認めようとしなければいか、むしろそれらの事情を材料に申立人の居住実態を否定するという、現代社会においてはおよそ考えられない判断をしている。個人の自由の拡大、家族のあり方の多様化を踏まえれば、申立人のようなミニマリストの生活で暮らすこと自体、何ら不自然ではない。

争 点

上記第1の1（1）及び（2）において申立人が主張する手続上の違法性について、原決定において違法又は不当な点があるか否かが争点の一つである。

加えて、法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、同法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定しており、本件選挙について、申立人が本件対象期間において、引き続き、入間市内に住所を有していたか否かが争点である。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、申立人に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第30条及び同法第33条の規定に基づき、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めた。そして、申立人から同法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和7年9月13日に口頭意見陳述の機会を付与した。

さらに、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第36条に基づき申立人への質問を職権で行うとともに、法第212条第1項に基づき関係人2名に対し、出頭及び証言を求めた。併せてB室の現地確認及び申立人への聴取を当委員会の職員に行わせるなど慎重に審理した。

第2 当委員会の判断

1 原決定の手続上の違法性について

申立人の主張について、順次判断する。

- （1）聴聞機会の不備（法第206条第2項、行政手続法第13条及び第15条違反）について

ア 申立人の主張

本件申立てで問題となるのは、制度の有無や説明の形式ではなく、実質的で有効な反論機会が確保されたかである。

申立人が口頭意見陳述を見送ったのは、弁明書・採用予定証拠の要部（とりわけ匿名供述の日時・場所・観察方法・供述形成経緯）の非開示のもとでは、実質的な陳述が成立しないと判断したためであり、反論権そのものの放棄ではない。

県から弁明書副本の送付を受け、申立人が反論書と証拠を整えて提出していること自体、市委員会の運営が実質的反論機会の確保を欠いていたことの裏返しである。

法第216条により行政不服審査法が準用される以上、審理の適正・公正（双方の主張立証の実質化）が要請される。

イ 市委員会の主張

市委員会は、口頭意見陳述の制度趣旨及び具体的手続内容について申立人に対し説明を行い、当該機会を与えようとしたものであり、申立人には制度上保障された口頭意見陳述の機会が付与されるべく促されていたというべきである。

仮に、市委員会の説明が不十分で、申立人が口頭意見陳述に関する説明を理解できなかったとしても、口頭意見陳述の機会は、あくまで申立人によるその旨の申立てがあつた場合に付与されるものである（行政不服審査法第31条第1項）。

また、いかなる点において誤解や理解の不足があつたのかを主張・立証するためには、口頭意見陳述の場を通じて市委員会の委員に対し自己の見解を明らかにすべきであつたが、申立人はその機会を自らの意思により辞退しており、実質的聴聞権を自ら行使しなかった。

さらに、法第216条第1項では異議の申出について行政不服審査法の規定を準用しているが、行政手続法の規定は準用していないため、参加人である申立人に対し聴聞等を行う必要はないことから、聴聞機会の不備との申立人の主張は、理由がない。

よって、市委員会の手続運営において中立性を欠いた事実は認められず、また、意思表示の機会を不当に制限した事情も存在しない。手続全体を通じて、法令及び制度の趣旨に則り、適切かつ公正に職務を遂行したものである。

ウ 当委員会の判断

申立人は、聴聞機会の不備（法第206条第2項、行政手続法第13条及び第15条違反）を挙げ、市委員会による手続上の違法性について主張する。

しかし、法第216条第1項において準用する行政不服審査法の趣旨に鑑み、本件異議申出に係る手続において、申立人に対し反論の機会を与えることは義務

付けられていないこと、そもそも行政手続法第3条第1項第15号の規定により、不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分には、同法第13条の規定による意見陳述や同法第15条の規定による聴聞の通知の手続は適用除外とされている。

よって、市委員会による手続上の瑕疵はなかったものである。

(2) 証拠開示の欠如と反対尋問権の侵害について

ア 申立人の主張

市委員会は「匿名の証拠は全体の一部で主要根拠ではない」「反対尋問の付与は義務ではない」とするが、問題の核心は匿名供述の検証可能性である。氏名・具体発言・観察日時・場所・距離・状況・供述成立経緯といった特定事項の開示がない限り、反証は構造的に不可能で、当該供述の証明力は厳格に限定されるべきである。

イ 市委員会の主張

当該証言については、あくまでも全体証拠の一部を構成するものであり、市委員会が本件判断を行うに当たっては、匿名証言のみを主要根拠としたものではなく、当該証言を含む複数の証拠物件、客観的資料、関係人の証言等を総合的に勘案した上で、慎重に判断を行ったものである。よって匿名証言が単独で処分の決定的根拠となった事実はなく、申立人の主張は、その前提を欠くものと言わざるを得ない。

なお、当該証言に関して、申立人からの反証、反対尋問の機会を設けることは、本件異議申出に係る手続において義務付けられているわけではないため、手続的瑕疵があったとの申立人の主張は、理由がない。

ウ 当委員会の判断

申立人は、証拠開示の欠如と反対尋問権の侵害として、証言者の氏名や具体的発言録が開示されず、反証・反対尋問の機会がないまま証拠として採用されたことを挙げ、市委員会による手続上の違法性を主張する。

しかし、法第206条第1項に規定する異議申出の手続においては、申立人に市委員会が採用する証拠に対し反証をする権利や、反対尋問の機会を受ける権利等は与えられておらず、証拠の評価と事実認定については市委員会の裁量に委ねられている。

また、匿名の証言は、あくまで全体証拠の一部を構成するものであり、決定の主要な根拠としたものではない。

よって、市委員会による手続上の瑕疵はなかったものと判断する。

2 住所認定について

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決参照）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決参照）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決参照）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決参照）。

これら判決の内容を判断基準として、本件対象期間における申立人の生活の本拠について、以下の論点を踏まえて申立人の主張を判断する。

（1）市委員会から提出された証拠書類及び当委員会の調査により確認でき、申立人が認めている事実

ア 申立人は、令和6年11月28日、A室からB室に転入する旨の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に基づく届出を行い、現在に至るまでB室を住民票上の住所としている（証拠No.43）。

イ B室は、2階建集合住宅（アパート）の1階にあり、間取りは1Rである。賃貸借契約書における契約者は申立人であり、B室の建物を賃貸借する契約を令和6年11月26日に締結している。また、契約期間は令和6年11月26日から令和8年11月25日までの2年間となっている。家賃の支払い方法は口座振替ではなく、コンビニ納付である。（証拠No.15、42、47、178）

ウ A室は、5階建集合住宅（マンション）の5階にあり、間取りは1DKである。賃貸借契約書における契約者は申立人自身であり、A室の建物を賃貸借する契約

を令和6年9月22日に更新している。その契約期間は、令和6年9月25日から令和8年9月24日までの2年間となっている。A室に係る家賃及び光熱水費は、現在も申立人が支払っている。

なお、家賃及び光熱水費の支払い方法は口座振替である。(証拠No.42、48、59、214～218、222～226)

エ また、B室での生活に必要な家財道具(簡易テーブル及び椅子、布団)は、申立人自身が購入したとのことであるが、簡易テーブル及び椅子の購入は令和7年2月以降であった。他には小型冷蔵庫と備付けのエアコンが設置されている(証拠No.42、140、185、188～196)。

Wi-Fiの契約は締結しておらず、代わりにスマートフォンのテザリング機能を利用している(証拠No.42、177、185)。

なお、そもそもテレビを設置していないため、NHKとの受信契約はしておらず、新聞購読契約もしていない(証拠No.42、185)。

オ 健康保険証の住所変更手続は令和7年8月20日時点で、行っていない。また、クレジットカードについても住所変更の手続をしていない(証拠No.46、177、185、220)。

カ 運転免許証の住所変更手続を令和7年2月3日に行っており、勤務先への住所変更の届出は令和7年5月9日に行っている。(証拠No.42、45、61、177、185)。

キ B室での郵便物や宅配便の受取伝票は、2枚しか確認できなかった(証拠No.14、15)。

ク 申立人から、令和6年12月2日から令和7年5月30日までの期間に係る生活用口座の利用履歴がわかる書類が提出されているが、本件対象期間における内容を見ると、入間市内の金融機関の支店から現金を引き出している形跡はなく、全て都内の支店から現金を引き出していたことが認められる(証拠No.42、59、214、226)。

(2) B室における水道、電気、ガスの使用状況を踏まえた申立人の居住実体について

ア 申立人の主張

(ア) 令和6年12月3日から令和7年2月2日までの水道使用量が0 m³であることは、生活様式の内訳で説明可能である。

(イ) 入間市上下水道経営課から、「検針票で 0.999 m³以下は 0 m³と記載される」との説明を受けている。

(ウ) 申立人は「ミニマリスト」と呼ばれる最小限の生活様式（外食中心・外部入浴利用・最低限の物品・最低限の食事など）により暮らしており、当該生活様式では、2か月合計で 1 m³未満も十分に説明可能（前提：トイレ 1.3 回／日（6ℓ／回）、洗面 8.3 ℓ／日）である。

したがって、朝夕各 1 回のトイレの使用程度で十分合理的に説明することが可能であることから、令和 6 年 1 月 2 月 3 日から令和 7 年 2 月 2 日までの水道使用量が 0 m³という検針の結果は、当該期間の B 室における居住実態を否定する決定的証拠とはならない。

また、令和 7 年 2 月 3 日から同年 4 月 4 日までの水道使用量が 9 m³であることは、生活の安定化・在宅行為の増加（清掃・洗濯・調理・加湿等）の反映であって、令和 7 年 2 月まで B 室に不在であったということではない。

(エ) さらに、令和 6 年 1 月 2 月及び令和 7 年 1 月の電気の使用量が少ない理由は、エアコンを使用せず、ダウンジャケットなどを着用し、寒さを凌ぐとともに、帰宅後はすぐに就寝することが多かったため、電気の使用量が抑制されたためである。

(オ) 加えて、ガスの使用量が少ない理由は、あまり風呂には入らず、時々入浴する場合でも、自宅以外の施設で入浴していたためである。

イ 市委員会の主張

申立人の主張は、「1 か月あたりの水道使用量が 1 m³を下回ることもあり得る」という可能性を指摘するにとどまる。

これに対し、本件においては、申立人の B 室における水道使用量が 2 か月間の合計で 1 m³未満であったという状況が問題とされているところ、申立人の主張はこの点に関する合理的な説明又は裏付けを欠いている。

さらに、これまで多様な生活様式を理由に 1 か月の期間で使用水量が 1 m³未満であることは珍しくないと主張しているにもかかわらず、2 月以降の使用水量が 9 m³となっており、前回の使用水量と比較して 9 倍以上の水量を使用している事実を鑑みると、申立人が主張する洗面台の利用、調理、加湿器の稼働により増加した水量であるとの主張は、妥当であるとは言えない。

令和 6 年 1 月 2 月 3 日から令和 7 年 2 月 2 日までの電気とガスの使用状況も、申立人が B 室において生活の本拠を有していたと認めるには困難であることを裏付け

ている。

ウ 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された証拠物件のうち、B室における令和6年12月以降の水道、電気、ガスの使用状況等は、以下のとおりである。

(ア) 水道の使用状況（証拠No.174、180、181）

使用期間	使用量
令和6年12月1日～令和7年2月2日	2 m ³
令和7年 2月2日～令和7年4月4日	9 m ³

検針日	指針	使用量
令和6年10月3日	57 m ³	—
令和6年12月3日	59 m ³	2 m ³
令和7年 2月2日	59 m ³	0 m ³
令和7年 4月4日	68 m ³	9 m ³

検針状況を踏まえると、令和6年12月3日から令和7年2月2日までの水道使用量は0 m³（＝1 m³未満）である一方で、令和7年2月2日から同年4月4日までの水道使用量は9 m³に増加している。

なお、令和6年10月3日から同年12月3日までの使用水量については、申立人又は同室の前入居者のどちらが使用したものか不明である。

(イ) 電気の使用状況（証拠No.49～54、143～148）

使用期間	使用量
令和6年11月28日～令和6年12月2日	5 kWh
令和6年12月 3日～令和7年 1月2日	68 kWh
令和7年 1月 3日～令和7年 2月2日	85 kWh
令和7年 2月 3日～令和7年 3月2日	168 kWh
令和7年 3月 3日～令和7年3月11日	46 kWh
令和7年 3月13日～令和7年4月 2日	68 kWh

電気の使用量は、令和6年12月3日から令和7年1月2日までが68 kWh、同年1月3日から同年2月2日までが85 kWhであったが、同年2月3日から同年3月2日までは168 kWhに増加した。

その後、同年3月3日から同年3月11日まで及び同年3月13日から同年4月2日までの合計は114kWhとなっている。

(ウ) ガスの使用状況（証拠No.55～58、149～152）

使用期間	使用量
令和6年12月7日～令和7年1月6日	0.0m ³
令和7年1月6日～令和7年2月5日	0.8m ³
令和7年2月5日～令和7年3月5日	3.8m ³
令和7年3月5日～令和7年4月5日	5.7m ³

ガスの使用量は、令和6年12月7日から令和7年1月6日までは0.0m³、同年1月7日から同年2月5日までは0.8m³であったが、同年2月5日以降、徐々に増加している。

エ 当委員会の判断

申立人は、「ミニマリスト」と呼ばれる最小限の生活様式（外食中心・入浴は外部施設・洗濯低頻度・在宅短時間）では、2か月合計で1m³未満も十分に説明可能（前提：トイレ1.3回/日（6ℓ/回）、洗面8.3ℓ/日）と主張する一方で、令和7年2月から2か月間の使用水量は、前回の使用量と比較して9倍以上の9m³である。

使用水量が急増した理由について、申立人は「洗面台の利用、調理、加湿器の稼働等により増加した」と主張するが、この主張が正しければ、令和7年2月以降、急にミニマリストの生活様式を変更したことになり、不自然と言わざるを得ない。

また、電気の使用量について、申立人は、令和6年12月及び令和7年1月の寒い時期も「エアコンを使用せず、ダウンジャケットなどを着用し、寒さを凌ぎ、帰宅後はすぐに就寝することが多かったため、電気の使用量が抑制された。」と主張する。

しかし、入間市における令和7年1月の最低気温が氷点下以下の日が複数回あった（出典「入間市消防署の気温データ」）ことを鑑みると、一般的に、暖房器具を使用せずに就寝することは考え難く、加えて、同様に最低気温が氷点下以下の日が複数回あった2月（出典「同消防署の気温データ」）においては、電気の使用量が168kWhと、前月の電気使用量と比較して約2倍の電気を使用している事実に鑑みると申立人の主張は不自然と言わざるを得ない。

なお、東京都環境局「家庭のエネルギー消費動向調査」（令和6年度実施）によると、平均的な集合住宅の一人世帯における1月の電気使用量は180kWh、ガス使用量は16.1m³となっている。

ガスの使用量も、令和6年12月7日から令和7年1月6日までは0m³、令和7

年1月7日から同年2月5日までは0.8 m³と著しく少なく、申立人はB室で入浴しないと主張しているものの、令和7年2月5日以降は徐々に増加している。

以上のことから、水道、電気、ガスの使用量等の推移を踏まえると、少なくとも令和7年1月以前は、ほとんどB室に滞在していなかったと認定せざるを得ない。

なお、水道、電気、ガスの使用量等の推移から、令和7年2月以降は一定程度の時間、B室に滞在していたことが伺える。

(3) A室の水道、電気、ガスの使用状況について

ア 申立人の主張

申立人がB室に転出した後は、A室には申立人の妻が単身で生活している。申立人の妻の単身世帯になったにもかかわらず、令和6年12月の水道使用量が増えている理由は、年末の大掃除で水を使うなど、季節変動で、水道の使用量が増えているからである。

令和7年2月7日以降に水道使用量が減っている理由は、申立人の妻が実家に帰っていたためであり、また、申立人の妻が実家に帰っていたにもかかわらず、水道使用量が2.6 m³である理由は、申立人の妻は、常に不在ではなく、時々A室に帰宅していたためである。

イ 市委員会の主張

B室の水道使用量は、申立人が本件期間中のうち少なくとも令和6年12月3日から令和7年2月2日までの間、B室において生活の本拠を有していたとの主張と矛盾するものであって、むしろにA室において生活していたことを窺わせるものである。

ウ 当委員会が認定した事実

市委員会及び申立人から提出された証拠物件のうち、A室における水道、電気、ガスの使用状況等に関連するものは、以下のとおりである。

(ア) 水道の使用状況等（証拠No.62～64）

使用期間	使用量	請求額
令和6年 8月7日～令和6年10月7日	3.1 m ³	4,364円
令和6年10月8日～令和6年12月5日	3.3 m ³	4,646円
令和6年12月6日～令和7年 2月6日	4.1 m ³	5,811円
令和7年 2月7日～令和7年 4月7日	2.6 m ³	3,660円
令和7年 4月8日～令和7年 6月5日	2.6 m ³	3,660円

令和6年12月6日から令和7年2月6日までの使用量は41m³であり、令和6年10月8日から同年12月5日までの使用量である33m³よりも増加している。他方で、令和7年2月7日から同年4月7日までの使用量は26m³に減少している。

(イ) 電気代の請求書（証拠No.222～225）

使用期間	使用量	請求額
令和6年12月9日～令和7年1月8日	117kWh	5,166円
令和7年1月9日～令和7年2月8日	165kWh	6,855円
令和7年2月9日～令和7年3月8日	134kWh	5,523円
令和7年3月9日～令和7年4月8日	113kWh	4,261円

電気の使用量は、令和6年12月9日から令和7年1月8日までが117kWh、同年1月9日から同年2月8日までが165kWhと増加した。その後、同年2月9日から同年3月8日までは134kWh、同年3月9日から同年4月8日までは113kWhと減少している。

(ウ) ガス代の引き落とし記録のスクリーンショット（証拠No.59、214、226）

令和6年12月2日引き落とし： 5,927円
 令和7年1月6日引き落とし： 8,339円
 令和7年2月3日引き落とし： 13,278円
 令和7年3月3日引き落とし： 8,592円
 令和7年4月1日引き落とし： 6,419円
 令和7年5月1日引き落とし： 6,852円

エ 当委員会の判断

(ア) A室における令和6年12月6日から令和7年2月6日までの水道使用量は41m³であり、令和6年10月8日から同年12月5日までの水道使用量である33m³と比較して、8m³の増加となっている。

他方で、令和7年2月7日から同年4月7日までの水道使用量は26m³であり、令和6年12月6日から令和7年2月6日までの水道使用量の41m³と比較して、15m³も減少している。

この点、東京都が実施した令和2年度生活用水実態調査によると、単身世帯の1か月あたりの平均使用水量は8.1m³であり、2か月分で16.2m³であることを踏まえると、2か月分の比較で15m³という減少量は、おおむね一人

分の使用量に相当し、令和7年2月頃に申立人がB室に転出したことを窺わせる。

- (イ) A室における令和6年12月9日から令和7年1月8日までの電気使用量は117kWhであり、同年1月9日から同年2月8日までの電気使用量である165kWhと比較して、48kWhの増加となっている。

他方で、令和7年2月9日から同年3月8日までの電気使用量は134kWhであり、前月の電気使用量と比較して31kWh減少している。

このことは、前述の水道使用量と同様の増減傾向を示しており、申立人が、令和7年1月頃まではA室に居住していたことが推察される。

- (ウ) 申立人が提出した証拠では、ガスの詳細な使用時期や使用量は把握できない。

しかし、申立人がB室に転出したと主張する令和6年12月から令和7年1月までは、A室のガスの支払金額が増加している。一方、令和7年2月以降、A室のガスの支払金額は減少している。

以上のとおり、水道、電気及びガスの使用量等が同様の増減傾向を示していることから、申立人が、令和7年1月頃まではA室に居住していたことをより強く窺わせるものである。

- (4) 申立人が「生活実体を裏付ける客観証拠」と主張するものの評価について

ア 市委員会に提出されたレシート等

- (ア) 申立人の主張

市委員会に提出したレシート74枚は市内での起居、寝食、社会活動を示す直接証拠である。

市委員会は、令和7年1月25日以前のレシートが不足していることを理由に重視していないが、第1四半期の領収書は通常の家計整理のため破棄したもので、後追い取得困難な私文書の保管義務を法律は定めていない。

申立人の日々の業務過多により提出の遅れを理由に内容の信用性まで減殺するのは失当である。検証可能な客観的証拠を主軸に評価すべきである。

- (イ) 市委員会の主張

多くの領収書が入間市内に店舗のあるものであったことから、当選人がB室近辺で食事や買物をしていたことが推察されるが、令和7年1月25日以前の領収書が1枚しか提出されておらず、同年1月25日以前の行動を客観的に示す資料はない状況である。

また、当選人は領収書を保管する習慣がないと供述しているが、令和7年1

月26日以降は多くのレシートを保管しており、供述と食い違う点があると認められる。

(ウ) 当委員会が認定した事実

当委員会には、令和6年12月29日から令和7年4月14日までの期間にわたる合計80枚の領収書が提出されている。内容を見ると、80枚中74枚は入間市内にある店舗のものであり、残りの6枚は東京都内が4枚、秩父市内が1枚、飯能市内が1枚である。多くの領収書が入間市内に店舗のあるものであった。

提出された領収書のうち79枚は、令和7年1月26日以降の日付であった。(証拠No.66～142、203～205)

他方で、令和7年1月25日以前の日付の領収書については、令和6年12月29日分の1枚のみであり、それ以外は処分してしまったとのことで、確認することができなかった。

なお、当時利用した交通系ICカードは紛失してしまったとのことであり、その利用状況を確認することができなかった。(証拠No.185)

(エ) 当委員会の判断

令和7年1月26日以降の日付のレシート等が証拠として提出されており、それらの多くは入間市内に店舗のあるものであったことから、申立人がB室近辺で食事や買物をしていたことが推察される。

しかしながら、令和7年1月25日以前のレシートは1枚しか提出されておらず、そのレシートも入間市外の店舗のものであるため、それ以前の入間市内の行動を客観的に示すレシート等の資料はない。

むしろ、令和7年2月以降に、ドライヤーやタオルなどの日用品を購入したレシートがあり、その時期からB室での生活を始めようとした意思が窺える。

したがって、当該レシート等は、少なくとも本件対象期間のうち、令和7年1月25日以前の入間市内の生活実体を示す客観的な証拠として評価できない。

イ 当委員会に提出されたクレジットカードの支払履歴

(ア) 当委員会が把握した事実

申立人から、令和6年12月及び令和7年1月分に係るクレジットカードの支払履歴(利用年月日、利用場所、利用金額、支払金額等)が表示された資料(証拠No.219)が提出されたものの、クレジットカードの利用場所について具体的な店舗名(入間市内の店舗であるかどうか)までは表示されていなかった。

(イ) 当委員会の判断

当該資料からは入間市内で利用したかどうかまでは判別できないことから、本件対象期間における申立人の居住実体を証する資料と評価することは困難である。

ウ 当委員会に提出された位置情報を示す写真

(ア) 当委員会が把握した事実

申立人から、令和6年12月1日にB室で撮影された写真が2枚(証拠No.24、25)と同年12月7日にB室及びB室付近の川で撮影された写真がそれぞれ1枚ずつ(証拠No.26、27)が提出された。

また、令和7年1月25日の15時34分に秩父市山田で撮影された写真(証拠No.28)が提出されたが、市委員会に提出された、令和7年1月26日付けの秩父市山田に所在するホテルへの宿泊代の領収書(証拠No.67)を踏まえると、当該ホテルの室内で撮影されたものと認定できる。

加えて、令和7年1月31日16時17分に狭山市市民会館付近で撮影された写真(証拠No.29)が提出された。

なお、申立人は、これ以上の写真は存在せず、提出できないと主張している。

(イ) 当委員会の判断

当該資料は、極めて限られた日時に撮影した場所を訪問したことを示すのみであり、本件対象期間における申立人の居住実体を証する資料と評価することは困難である。

エ 当委員会に提出された申立人のスケジュールについて

(ア) 当委員会が把握した事実

市委員会職員による申立人への聴取の場において、申立人は日記やスケジュール帳は、忘れないため持っていない旨を、また、当委員会の職権による質問に対しても、申立人は、私用のスケジュール帳は持っておらず、家にあるホワイトボードに記載し、その都度消していること及び会社の業務スケジュールはパソコンで管理しているが、業務に関わることであるため提出できない旨を供述していた。

しかし、当委員会の職権による質問に対して、申立人が、スケジュールの断片をかき集めて、可能な範囲で当委員会に提出するという趣旨の供述をしたため、当委員会が文書で提出を求めたところ、申立人から、令和6年12月から令和7年2月にかけての詳細なスケジュール(申立人が仕事で使用している **notion** アプリに入力していた記録を **Google** カレンダーに反映させたもの)が提出された。

(証拠No.177、198、213)

当該スケジュールによると、令和6年12月はB室に19日、令和7年1月は

24日、同年2月は22日、それぞれ寝泊りしていたことになるが、データの更新日時は把握できず、スケジュールを作成した時期は不明である(証拠No.213)。

(イ) 当委員会の判断

当該スケジュールにはB室に宿泊する日を記載しているが、そもそも申立人にとってB室は、生活の本拠として現に寝泊りをしているはずの場所であり、わざわざスケジュールに記載すること自体が不自然である。

また、令和7年1月25日、15時34分に、秩父市内で撮影した写真があり、さらに、翌日の1月26日付けで、秩父市内の旅館に宿泊代を支払った際の領収書があるにもかかわらず、当該スケジュールには、同年1月24日から同年1月30日まで、B室で寝泊まりしたと記載されている。

さらに、同年1月31日16時17分に狭山市市民会館の近くで撮影した写真があるにもかかわらず、その日にはB室で寝泊まりしたとは記載されていない。

加えて、東大和市内に居住する友人宅でのテレワークや政治活動の記載もなく、不自然さは拭えない。

申立人が供述内容をその時々により大きく変遷させていることや新たに提出されたスケジュール内容の不自然さは、申立人の主張が信憑性に欠けることを示していると言わざるを得ない。

よって、当該スケジュールは、本件対象期間における申立人の居住実体を証する資料と評価することは困難である。

オ 入居当初におけるB室の住環境について

(ア) 当委員会が把握した事実等

申立人は、B室への入居時から、室内で悪臭がしており居住できる環境ではなかったため、消臭の必要があったことから、B室での寝泊まりは少なかった旨を主張していた(証拠No.42、178)。

このため、当委員会の職員が管理会社の入間支店を訪ね、担当者に直接確認したところ、B室のハウスクリーニングは令和6年10月15日に完了しており、その後、入居時など申立人からは特に苦情はなく、他の部屋の入居者からも、これまで苦情等があったとの記録はなかった(証拠No.221)。

また、申立人は、証拠としてB室内で大量に発生した虫の写真を令和7年7月9日に証拠として当委員会に提出しているが、その写真の撮影日時を何ら示していない(証拠No.2～6、220)。

申立人は、市委員会が令和7年6月7日に実施した、職権による聴取の際には令和6年12月16日から令和7年1月16日の間においては、10日程度B室に寝泊りしていたと供述していた。しかし、令和7年8月20日の当委員会職員

による聴取の際には、入居直後はかなり臭いがひどかったが、それでも我慢し、令和6年12月及び令和7年1月中はそれぞれ20日間ほどB室に居たと供述しており、過去の供述を翻している。（証拠No.178、185）

（イ）当委員会の判断

申立人は、証拠としてB室内で大量に発生した虫の写真を令和7年7月9日に証拠として当委員会に提出しているが、その写真の撮影日時を何ら示していない。そのため、申立人がB室に入居した際に発生していたものであるかどうか不明である。

また、B室への入居時から、B室内で悪臭と大量の虫が発生しており、居住できる環境ではなかったというのであれば、管理会社にその対応を求めるべきところ、そのような事実がなかったことは不自然である。

よって、申立人の主張は信憑性に欠けると言わざるを得ない。

カ 当委員会に提出された陳述書等について

（ア）当委員会が把握した事実等

申立人の上の階に住む住民の証言（証拠No.1）に加えて、B室近隣の住民による陳述書（証拠No.18）、入間市内のファミリーレストランの店長による陳述書（証拠No.19）、入間市内の日用品販売店のスタッフによる陳述書（証拠No.20）、及び温浴施設のスタッフによる陳述書（証拠No.21）が当委員会に提出された。

これらの資料に記載された全ての人物に加え、申立人の会社の同僚、東京都東大和市内に居住している申立人の友人及び申立人の妻に対し、当委員会による証人尋問への出頭及び証言について、申立人を通じて打診したところ、陳述書の作成名義人であるB室近隣の住民及び東京都東大和市内に居住している申立人の友人の2名について、証人として証言できる旨、申立人から回答があった（証拠No.200、201）。

これを受け、これら2名に対し、当委員会が職権で証人尋問を実施した（証拠No.227）。

（イ）当委員会の判断

a 申立人の上の階に住む住民の証言（証拠No.1）

申立人が掃除をしているところを目撃したことが記載されているが、目撃の頻度については記載されておらず、B室に住んでいると思ったという感想等が記載されているのみであり、本件対象期間における申立人の居住実体を証する資料として評価することは困難である。

b B室近隣の住民による陳述書及び証人尋問における証言（証拠No.18、227）

陳述書には、申立人がB室において生活している様子を度々目撃しており、令和6年12月頃には、申立人が引っ越しの荷物を搬入している姿を見かけたほか、平日の昼や夕方に建物への出入りを何度も目撃しており、令和7年1月や2月には、近隣住民として挨拶を交わしたこともあることを記載している。加えて、申立人宛ての郵便物や宅配便が定期的に届いている様子も確認していると記載されている。

しかしながら、証人尋問に際し、B室の近隣住民は、申立人をしばしば見かけて挨拶を交わしていたこと、申立人がB室に引っ越す際に使用していたトラックを見かけたこと、郵便物がB室に配達されるのを見かけたことなどについて証言したものの、それらの時期については、曖昧な証言を繰り返し、最終的には、時期は分からないと証言した。

一方で、申立人は、当委員会職員による聴取の際、引っ越しは何度もA室とB室を電車で行き来して、自分1人でスーツケースを使用して行った旨を供述していることから、当該住民による、申立人が引っ越す際に使用していたトラックを見かけたとの証言は、勘違いであったものと推察される。

また、近隣住民は、自宅とB室の間には住宅が5軒あり、近隣住民の自宅からはB室の郵便受けは死角になるため、郵便物が配達される際に、その状況を自宅から目視することはできないと証言している。

陳述書によれば、申立人がB室を生活の本拠としていたことは間違いないと記載していたが、上記の証言内容等を勘案すると、陳述書の記載内容と矛盾するものであり、陳述書の信憑性は欠けると言わざるを得ない。

c 入間市内のファミリーレストランの店長による陳述書（証拠No.19）

陳述書によれば、「当店のスタッフより、「昼間のランチ時間帯に来店され、夜にはパソコンを使用して長時間店内で仕事をされているお客様」として、よくご利用されていたという報告を受けております。」「そうしたお話は2024年12月初旬（およそ10日頃）以降、耳にしており、当店を定期的（週に2、3程）にご利用されていた方のひとりであると認識しております。」と記載されているが、本人が直接目撃した情報ではなく、スタッフからの報告という形の伝聞の陳述にすぎず、来店の日時も曖昧であるため、本件対象期間における申立人の居住実体を証する証拠として評価することは困難である。

d 入間市内の日用品販売店のスタッフによる陳述書（証拠No.20）

陳述書には、令和7年1月12日に申立人と会話したことや、当該スタッフ

の感想が記載されているのみであり、本件対象期間における申立人の居住実体を証する証拠として評価することは困難である。

e 温浴施設のスタッフによる陳述書（証拠No.2 1）

陳述書からは、令和7年2月14日及び同年2月21日に申立人が所沢市内の温浴施設を利用したことが把握できるのみであり、本件対象期間における申立人の居住実体を証する証拠として評価することは困難である。

f 東京都東大和市内に居住している申立人の友人の証言（証拠No.2 2 7）

証人尋問に際し、申立人の友人は、同友人宅において週1回程度テレワークをしていたこと、テレワークをする際には、同友人が申立人を自動車で送迎していたこと、申立人がテレワークをわざわざ同友人宅で行った理由として、B室においてWi-Fiの使用契約をしておらず、送受信できるファイルの容量等に支障があることなどを証言した。

しかし、当委員会の職権による質問に対して、申立人は、テレワークを月曜日から金曜日まで大体9時半から17時半までと証言しており、当該友人は、週1回程度しか申立人と共にテレワークを行っておらず、テレワークを行った日時も把握していないと証言している。

また、申立人が当委員会に提出した令和6年12月及び令和7年1月のスケジュールにも、当該友人とテレワークを行うことは記載されていないなど、不自然な点が多くある。

このため、当該友人の証言をもって、本件対象期間における申立人の居住実体を証する証拠として評価することは困難である。

第3 結論

以上のとおり、原決定について、手続上の瑕疵はなかったものと認められる。

また、市委員会及び申立人から提出された証拠書類、B室における当委員会職員による現地確認及び申立人への聴取、口頭意見陳述、当委員会の職権による質問、関係人の証言などを総合的に判断した結果、申立人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

加えて、申立人の供述や関係人の証言、追加提出された資料を精査したところ、疑問の解消や事実の補強につながらないばかりか、更なる疑念が生じたり、事実とされていたことと矛盾が生じたりするなど、到底B室における居住の実体が証明されるものではなかった。

したがって、少なくとも令和6年12月及び令和7年1月は、B室に居住の実体があったとは言えないため、本件対象期間中、引き続き入間市内に住所を有していたと

認めることはできず、申立人は、本件選挙における被選挙権を有していなかったものと判断する。

よって、法第216条第2項において準用する行政審査不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和7年11月6日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委 員 尾 前 健 三

委 員 菅 克 己

委 員 西 山 淳 次